

役員退職手当規程

目 次

- 第 1 条 総則
- 第 2 条 退職手当の受給者
- 第 2 条の 2 遺族の範囲及び順位
- 第 3 条 退職手当の額
- 第 4 条 在職期間の計算
- 第 5 条 再任等の場合の取り扱い
- 第 6 条 解任された場合の退職手当の支給制限
- 第 7 条 退職手当の支払の差止め
- 第 8 条 退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限
- 第 9 条 退職をした者の退職手当の返納
- 第 10 条 遺族の退職手当の返納
- 第 11 条 退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付
- 第 12 条 退職手当に係る特例
- 第 13 条 退職手当の支払い
- 第 14 条 端数の処理
- 第 15 条 実施細則
- 第 16 条 本規程の管理部

(総則)

第1条 この規程は、独立行政法人製品評価技術基盤機構（以下「機構」という。）の役員（非常勤の役員を除く。以下同じ。）に対する退職手当の支給に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(退職手当の受給者)

第2条 退職手当は、役員が退職し又は解任されたときにはその役員に支給し、死亡したときにはその遺族に支給するものとする。ただし、役員が独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）第23条第2項の規定により解任されたとき（同条同項第一号に該当し解任された場合を除く。）は、当該役員には退職手当は支給しない。

(遺族の範囲及び順位)

第2条の2 前条に規定する「遺族」の範囲及び順位については、国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号。以下「退手法」という。）第2条の2の規定を準用する。この場合において、同条中「この法律」とあるのは「この規程」と、「職員」とあるのは「役員」とそれぞれ読み替えるものとする。

(退職手当の額)

第3条 退職手当の額は、在職期間1月につき退職日におけるその役員の俸給の月額に100分の10.4625の割合を乗じて得た額に、経済産業大臣が決定する業績勘案率（以下「業績勘案率」という。）を乗じて得た金額とする。ただし、第5条後段の規定により引き続き在職したものとみなされた役員の退職手当の額は、異なる役職ごとの在職期間（以下「役職別期間」という。）1月につき、退職日における当該異なる役職ごとの俸給の月額に100分の10.4625の割合を乗じて得た額に当該異なる役職ごとの業績勘案率を乗じて得たそれぞれの額の合計額とする。

(在職期間の計算)

第4条 在職期間及び役職別期間の月数の計算については、任命の日から起算して暦に従って計算するものとし、1月に満たない端数（以下「端数」という。）を生じたときは、1月と計算するものとする。

2 第3条第1項ただし書の規定による場合において、役職別期間の合計在職月数が、前項の規定により計算した在職期間の在職月数を超えるときは、役職別期間のうち、端数の少ない在職月数から当該超える月数に達するまで順次1月を減ずるものとし、この場合において端数が等しいときは、後の役職別期間の在職期間から同様に1月を減ずるものとする。

(再任等の場合の取扱い)

第5条 役員が、任期満了の日又はその翌日において再び同一の役職の役員に任命されたときは、引き続き在職したものとみなし、その者の退職手当は支給しない。任期満了の日以前又はその翌日において役職を異にする役員に任命されたときも同様とする。

(解任された場合の退職手当の支給制限)

第6条 役員が通則法第23条第3項の規定により解任されて退職したときは、機構は、当該退職した者（当該退職をした者が死亡したときは、当該退職手当の支払を受ける権

利を承継した者) に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者が行った非違の内容及び程度、当該非違が機構の事務及び事業に対する国民の信頼に及ぼす影響その他退手法第12条第1項の規定に基づき政令で定める事情を勘案して、当該退職手当の全部又は一部を支給しないこととすることができる。

(退職手当の支払の差止め)

第7条 退職手当の支払の差止めについては、退手法第13条(第4項、第8項、第9項及び第10項を除く。)の規定を準用する。この場合において、「当該退職に係る退職手当管理機関」、「当該退職手当管理機関」及び「退職手当管理機関」とあるのは「機構」と、「一般の退職手当の額」とあるのは「退職手当」と、「職員」とあるのは「役員」と、「基礎在職期間中」とあるのは「在職期間中」と、「公務」とあるのは「機構の業務」と、「懲戒免職等処分を受けるべき行為」とあるのは「通則法第23条第2項(同項第一号に該当する場合を除く。)又は第3項の規定により解任されるべき行為」とそれぞれ読み替える(以下、第11条まで同じ。)ものとする。

(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

第8条 退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限については、退手法第14条(第1項第二号、第3項、第4項及び第5項を除く。)の規定を準用する。

(退職をした者の退職手当の返納)

第9条 退職をした者の退職手当の返納については、退手法第15条(第1項第二号、第2項、第4項、第5項及び第6項を除く。)の規定を準用する。

(遺族の退職手当の返納)

第10条 遺族の退職手当の返納については、退手法第16条(第2項及び第3項を除く。)の規定を準用する。

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

第11条 退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付については、退手法第17条(第2項、第5項、第7項及び第8項を除く。)の規定を準用する。

(退職手当に係る特例)

第12条 役員のうち、理事長又はその委任を受けた者の要請に応じ、国家公務員(国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号第2条第1項に規定する職員をいう。以下同じ。))となるため退職をし、かつ、引き続いて国家公務員として在職した後引き続いて再び役員となった者の在職期間の計算については、先の役員としての在職期間の始期から後の役員としての在職期間の終期までの期間は、役員としての引き続いた在職期間とみなす。

2 前項の規定による場合において、国家公務員として在職した期間の第3条第1項ただし書きの適用に係る俸給の月額については、国家公務員として在職した期間の役職等を勘案し、理事長がそのつど定める。

3 国家公務員が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて役員となるため退職し、かつ、引き続いて役員となった場合におけるその者の役員としての引き続いた在職期間には、その者の国家公務員としての引き続いた在職期間を含むものとする。

- 4 役員が第1項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続いて国家公務員となった場合又は前項の規定に該当する役員が退職し、かつ、引き続いて国家公務員となった場合においては、この規程による退職手当は支給しない。
- 5 第3項の規定に該当する役員が退職した場合（前項の規定に該当する退職の場合を除く。）における退職手当の額については、第3条の規定にかかわらず、その時点で国家公務員に復帰し国家公務員として退職したと仮定した場合の、第3項の規定に該当する役員としての在職期間（国家公務員として引き続いた在職期間を含む。）を国家公務員退職手当法第7条第1項に規定する在職期間とみなし同法の規定を準用して計算した退職手当の額に相当する額とする。この場合における役員の退職の日における俸給の月額については、当該役員が第3項の規定に該当する役員となるため退職した日における国家公務員としての俸給月額を基礎に、当該役員の役員としての引き続いた在職期間等を勘案し理事長が定める額とする。

（退職手当の支払い）

- 第13条 退職手当は、法令等によりその退職手当から控除すべき額を控除した残額を、予算その他の特別の事情のある場合を除き、第3条の規定に基づき経済産業大臣が業績勘案率を決定した日から遅滞なく支払うものとする。
- 2 理事長が必要と認める場合は、前項の規定にかかわらず、次項に規定する暫定業績勘案率を基に第3条を準用して算出する額（以下「暫定退職手当額」という。）を、役員の退職等の日以降に支払うことができる。この場合において、第3条中「経済産業大臣が決定する業績勘案率」とあるのは「第13条第3項に規定する暫定業績勘案率」と読み替えるものとする。
- 3 暫定業績勘案率は、役員の退職等の日の属する年度の前の年度までの経済産業大臣による各事業年度に係る業務の実績に関する評価結果を基に理事長が定めるものとする。
- 4 第2項の規定により暫定退職手当額を支払ったときの第1項の規定により支払う退職手当の額は、第2項の規定により既に支払った暫定退職手当額との差額を精算した額とする。この場合において、既に支給した暫定退職手当額は、第3条の規定により算出された退職手当の額の概算払いとみなす。

（端数の処理）

- 第14条 この規程の定めるところにより退職手当額の計算の結果生じた100円未満の端数は、これを100円に切り上げるものとする。

（実施細則）

- 第15条 退職手当の支給手続その他この規程の実施に必要な事項については、別に定める。

（本規程の管理部署）

- 第16条 本規程を管理する担当部署は、企画管理部人事企画課とする。

附 則（平成13・11・01評基第005号）

（施行期日）

- 第1条 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、平成13年4月1日から適用する。

附 則（平成 14・03・28 評基第 004 号）

（施行期日等）

第 1 条 この規程は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

第 2 条 平成 14 年 3 月 31 日に在職する役員が、平成 14 年 4 月 1 日以降引続いて在職した後に退職した場合、当該役員の退職手当の額は、第 3 条の規定にかかわらず、平成 14 年 3 月 31 日までに支給された月例支給額の合計額に 100 分の 36 を乗じて得た額と平成 14 年 4 月 1 日から退職の日までに支給された月例支給額の合計額に 100 分の 28 を乗じて得た額の合計とする。

附 則（平成 15・06・16 評基第 011 号）

（施行期日）

第 1 条 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、平成 15 年 6 月 15 日から適用する。

附 則（平成 16・01・21 評基第 007 号）

（施行期日等）

第 1 条 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、平成 16 年 1 月 1 日から適用する。ただし、第 3 条第 3 項の【5 段階評価】の表並びに同条第 5 項及び第 6 項の規定は、経済産業省独立行政法人評価委員会における評価の段階が 5 段階評価に変更移行された日から適用する。

第 2 条 平成 16 年 1 月 1 日（以下「基準日」という。）の前日に現に在職する役員が同日における役職の役員として基準日以降引き続き在職した後に退職した場合における退職手当の額は、第 3 条第 1 項の規定にかかわらず、当該退職日における俸給の月額に、任命の日から平成 14 年 3 月 31 日までの在職期間 1 月につき 100 分の 36 を乗じて得た額、平成 14 年 4 月 1 日から基準日の前日までの在職期間 1 月につき 100 分の 28 を乗じて得た額及び基準日から退職の日までの在職期間 1 月につき 100 分の 12.5 を乗じて得た額の合計額に第 3 条第 2 項に規定する業績勘案率を乗じて得た額とする。

附 則（平成 17・10・03 評基第 009 号）

（施行期日等）

第 1 条 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、平成 16 年 1 月 1 日に遡及し適用する。

第 2 条 平成 16 年 1 月 1 日（以下「基準日」という。）の前日に現に在職する役員が同日における役職の役員として基準日以降引き続き在職した後に退職した場合における退職手当の額は、第 3 条の規定にかかわらず、当該退職日における俸給の月額に、任命の日から平成 14 年 3 月 31 日までの在職期間 1 月につき 100 分の 36 を乗じて得た額、平成 14 年 4 月 1 日から基準日の前日までの在職期間 1 月につき 100 分の 28 を乗じて得た額及び基準日から退職の日までの在職期間 1 月につき 100 分の 12.5 を乗じて得た額に第 3 条に規定する業績勘案率を乗じて得た額の合計額とする。

附 則（平成 18・03・31 評基第 038 号）

（施行期日等）

第 1 条 この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21・12・01 評基第 013 号）

（施行期日等）

第 1 条 この規程は、平成 21 年 12 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25・01・29 評基第 001 号）

（施行期日）

第 1 条 この規程は、経済産業大臣に届出を行い、かつ公表した日から実施し、平成 25 年 1 月 1 日から適用する。

（退職手当の額に関する経過措置）

第 2 条 第 3 条の規定の適用については、同条中「100分の87」とあるのは、平成 25 年 1 月 1 日から同年 9 月 30 日までの間においては「100分の98」と、同年 10 月 1 日から平成 26 年 6 月 30 日までの間においては「100分の92」とする。

附 則（平成 27・03・31 評基第 006 号）

（施行期日）

第 1 条 この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27・09・30 評基第 021 号）

（施行期日）

第 1 条 この規程は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29・12・15 評基第 002 号）

（施行期日）

第 1 条 この規程は、平成 30 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（20231129 評基第 008 号）

（施行期日）

第 1 条 この規程は、改正の日から施行する。